１　合意した者

(1) 広島電鉄株式会社
(2) 広島バス株式会社
(3) 広島交通株式会社
(4) 芸陽バス株式会社
(5) JRバス中国株式会社
(6) 株式会社ささき観光
(7) 広島県公安委員会
(8) 広島県知事
(9) 国土交通省中国運輸局広島運輸支局
(10) 廿日市市公共交通協議会
(11) 三原市地域公共交通活性化協議会
(12) 広島国際空港株式会社

２　旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

(1) 広島空港（２番）（広島県三原市本郷町善入寺64番地31先）
(2) 宮島口（広島県廿日市市宮島口１丁目11先）

３　停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

(1) 運行事業者
　ひろでんモビリティサービス株式会社
(2) 使用車両
　ワンボックス車両（乗車定員運転手除き９名）
(3) 事業形態
　一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）
(4) 事業内容
　広島空港から宮島口等へのアクセス路線

４　停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

(1) 路線定期運行事業者と、駐停車時刻等の調整を適切に行うこと
(2) 当該停留所を使用して運行している一般乗合旅客自動車運送事業者と運行時刻について、調整を図ること
(3) 広島空港リムジンバスが停留所を使用する場合は運行に支障が出ないよう停留所を空ける措置を講じること